

# 南宋朝創草期の財政問題の一考察

安 藤 幹 夫

## 目 次

### は じ め に

- 一 南宋朝創草期の経済状態
  - 二 国家財政との関連
    - (イ) 張浚の場合——四川地域
    - (ロ) 劉光世の場合——江浙地域
    - (ハ) 和籾の場合
    - (ニ) 塩の場合
    - (ホ) 見銭関子の場合
    - (ヘ) 告牒等の場合
  - 三 史料にみられるその他の税目
- お わ り に

### は じ め に

南宋朝成立の創草期にあっては、財源の中央集中化の度合の分析も大切なことではあるが、対金国との戦時に備えて各地に、或は行在に駐屯している軍隊への軍資・軍糧の充足及び補給の課題が、より重要視されてくるように思われる。この点から考えて、創草期の国家の経済状態を見る時には、駐屯地域別に、或はその地域での指揮者（統率者）個々の財政状態を見直す必要が生じてくる。かかる理由からこの小稿においては、宋朝南渡後より紹興11年（1141年）の対金和議までの約10数年間の経済を、地域別及び税目別に分析して考察してみようとするものである。ただし、これは今後の研究の一つの手掛りとして

の史料整理にとどまってしまったこと、及び時間的な関係で殆んど史料を建炎以来繫年要録によっていることをお断りしておきたい。

## 一 南宋朝創草期の経済状態

南宋朝初期の財政機構についてみると、建炎以来繫年要録（以下繫年要録と略）<sup>(1138)</sup>、巻121、紹興8年8月乙丑の条に、

徽猷閣待制江淮荆浙等路經制發運使程邁入見言、劉晏為九使、財賦悉歸於一、國朝始分為二、而三司使居中、發運使居外、相為表裏、今租庸分於轉運司、常平分於提舉司、塩鉄分於茶塩司、鼓鑄則有抗冶司、平準則市易司、總之以戸部、而發運使徒有其名

とあり、国家財政の統轄権は戸部にあることを知る事ができる。しかし實際の分掌をみると、繫年要録、巻54<sup>(1132)</sup>、紹興2年5月丙戌の条に、

工部侍郎韓肖胄詔言、天下財賦窠名、旧悉隸三司、今戸部、惟上供之目而已、問諸路所總窠名於戸部、戸部不可能悉、問諸郡所總窠名於漕司、漕司不可能悉、失一窠名則所入所出可罷、罷之可併、併之為定籍簡明可考、漕司總諸州、戸部總諸路、以視出納則無陷失矣

とあるように、多種目にわたる税徴収についてはさておき、発運使が州の段階を、そして戸部が路の段階での事務整理責任を負っているように思われる。既に諸先学者によって、南宋期全体を通じて新税目が多数創設され、その結果民衆にとっては重斂の連続であったことは指摘されているところである。はたして創草期にあってはどうであったのか。少しく史料をあたってみると、繫年要録、巻49<sup>(1131)</sup>、紹興元年11月乙巳の条に

迪功郎陳剛中上書論、今民力凋瘵、国用匱乏、而穴食之官衆、不急之務繁、行在之局務可省、併者三分居一、而州県穴食尤可怪駭、以月計之、不知所費緡錢幾可、万民之脂膏日以乾涸、邦之財賦日以蠹耗、奈之何、民不窮且盜也、願罷穴食、去虚文以足邦用

とあり、迪功郎陳剛中は、民衆は病み衰え、国家の財源は乏しくなっている実情を述べ、その原因は、行在においては局務が多すぎ、それに従事する官吏の数の膨張、即ち人件費の無駄使いに起因するものだと指摘している。或は、繫

(1132)  
 年要録、巻 54、紹興 2 年 5 月丙戌の条においては、太常少卿王居正は高級官僚の増加による費用（人件費）の増加を指摘している。即ち宋国初進士の合格者は数十人を過ぎなかったのが、現在に至っては 4・5 百人になっている事実を挙げている。他方、同上の史料で、右文殿修撰李陵は、国家財政の逼迫化、及び民衆の貧困化の原因は、毎月の官吏の費用支出にあるのではなくて、軍兵に用する費用の多いことにあるのだとしている。以上の史料は 2、3 の事例にすぎない。軍兵及び官員の穴濫による国家財政逼迫の実態は随所に見ることができる。かかる状況下において、国家当局は財源の確保を大前提に、民衆に対しては重斂を強制したのである。即ち、常賦の外に、軍事情勢によっては新たな催科を実施している。一方、各地方で実際に政治の衝にあたる官吏達は、国家財政の安定のために省費、裕国・強兵・息民の策を掲げている。しかし、国家財政の充実と社会政策とを同一次元に置くこと自体に疑問は残り、重点をどちらに置くかはともかくとして、国家当局は軍事費捻出を計るあまりに重斂の歴史を続けたのである。

今、国家財政の状況についてみると、  
 ⑤

	歳 入	歳 出
国 初	1,000 万緡弱	
紹興 4 年	3,342 万余緡	3,393 万余緡
5 年	3,060 万余緡	4,060 万余緡
6 年		3,276 万余緡
7 年	3,667 万余緡	3,828 万余緡

とあり、赤字財政であることは容易に理解できる。更には、繫年要録、巻 96、  
 (1135)  
 紹興 5 年 1 2 月辛亥の条に、

権戸部侍郎王候言、兵革未息、屯戍方興大計、所入充軍須者十居八九、此  
 国用所以常乏

とあって、国家収入の約 8～9 割を軍事費に使用し、国用は常に乏しい実態にあることを指摘している。しかし一方では、国家は財源確保のために新税の創

設等財政の安定化へと努力をしている。ところが、實際衝にあたった官吏達が功を急ぐあまりに、逆に民衆に過大な負担増を及ぼしていることもある。即ち(1131)繁年要録、巻42、紹興元年2月乙酉の条に、

先是(休)勝非被命宣撫江湖三路，首訪民瘼皆云，正税之外科条繁重，乃命民間陳其色目，税米一斛，有輸及五・六斛，税錢一千，有輸及七・八千者とあって、税米1斛のところを5・6斛輸納をねばならず、税錢1,000文のところを7・8000文納入せねばならない状況を述べている。このようなことは例えば「命民戸有税一錢，輸四錢」とあるように多々あったのではないかと推測される。<sup>⑥</sup>

国家の財源は、正税等は勿論のことではあるが、他に經制錢・總制錢・月椿錢・和糶及び専売品である茶塩香礬の収入によっているようである。上供錢物(1132)についてみると、紹興2年5月甲申の条にかなり詳細に書かれている。また、(1132)繁年要録、巻59、紹興2年冬10月庚子の条には、<sup>⑧</sup>

都省言，江西吉・筠州・臨江軍上供糧斛，累年不至，今歲豐稔，乞命倉部員外郎孫逸，同轉運副使韓球催理三十万斛，赴鎮江府交納，從之とあって、糧斛の上供は毎年行われているとは限らず、豊作の年には必ず実施するように命じている。或は「其諸路歲入財賦，至行在者，實數甚微」<sup>⑨</sup>ともあり、上供錢の国家への納入額の減少をうかがいしめるものがある。しかし、地域によっては、例えば蕪州・澧州の如きは天災等の理由で上供錢・租税米を免じている。一方では、(1137)繁年要録、巻112、紹興7年秋7月戊子の条に、<sup>⑩</sup>

尚書省言，州縣財賦率多妄用，亦或失取，緣此上供虧欠，漕計不足とある。即ち、上供錢物の重要さの度合に関しては全く相反する記述であるが、恐らくは上供錢物の多少、或は地域性によってそれに対する比重は大きく異なるのであろう。また、塩を借用すれば商販を妨げるという理由で、上供錢を鼓鑄のために貸与している例も見られる。<sup>⑪</sup>

## 二 国家財政との関連

### (1) 張浚の場合——四川地域

今、軍隊の存在及び配置を史料によってみると、(1127)繁年要録、巻40、建炎4年

12月の条に、

是歳行在大軍月費見錢五十余万緡，銀帛芻粟在外，而諸路養兵之費不興焉  
(1132)  
とあり、また繫年要録、巻54、紹興2年5月丙戌の条に、

張浚一軍以川陝贍之，劉光世一軍以淮浙贍之，李綱一軍湖広贍之  
(1134)  
とあり、更には繫年要録、巻80、紹興4年9月庚申の条に、

神武右軍中軍七万二千八百余人，共支錢二百三十一万余緡，劉光世・韓世忠・岳飛・王燮四軍十二万一千六百余人，共支錢二十八万余緡，合内外諸軍共二百五十九万余緡  
とある。即ち行在における大軍，四川・陝西の負担による張浚，淮南路・両浙路による劉光世，荆湖路・広南路による李綱，及び韓世忠・岳飛・王燮の軍隊の存在を知ることができる。

まず、ここに張浚に関しての史料を検索してみよう。繫年要録、巻40、紹興(1134)4年12月の条に、

宣撫処置使張浚命四川民戸，歲輸激賞絹三十万匹有奇，俟辺事監息即罷，四川田稅大約凡三百錢，令民輸一匹絹，而成都・彭・漢・邛・蜀・永康六郡，自天聖間官以三百錢，市民間布一匹，民甚便之，其後不復予錢而取其布，民始以為病，至是宣撫可歲截陝西・河東北三路絹綱三十万匹，令民輸其直以贍軍，西川匹為十一千，東川匹為十千，歲凡三百万緡有奇，謂之絹估，又截布綱七十余万匹，匹取其直三千，歲凡二百万緡有奇，謂之布估云とあり、更に続いて、

自浚入蜀尽起諸路常平・坊場錢以贍軍，次科激賞絹布，次則尽起常平司積年本息和糶等米，次則對糶稅戸米，對糶者，如甲家歲輸米百斛，則又對糶百斛以備軍儲，蜀民始困矣

とある。即ち宣撫処置使張浚は、四川の民戸に対して激賞絹30万匹を課している。一方成都府路においては、北宋天聖の間より民間の布一匹を300錢で買(13)い上げていたのを、代金を支払わずして布を取り上げ、そのために民衆が困りはじめた事実、そこで宣撫司は現物の絹そして布の代りに現錢を徴収し、軍隊の費用に供している。即ちこれが絹估錢、布估錢と呼ばれるものである。

ここで四川地域において、財政に関係のある記録を掲げると、

蜀 茶	105 万緡	史料 (イ)
四川酒課 (隔槽酒務)	140 万緡	(ロ)
蜀 塩	400 余万緡	(ハ)
増引銭引	150 万緡	(ニ)
増引銭引	200 万緡	(ホ)
四川酒課	690 余万緡	(ヘ)
茶塩酒息の類	2,000 万貫	(ト)
四川総領所	入3,342 万余緡	(チ)
	出3,394 万余緡	
経総二司銭	540 余万緡	(リ)
増印銭引	300 万緡	(ヌ)
増印銭引 (制司増印銭引)	300 万緡	(ル)

## 史 料

- (イ) 朝野雜記，卷 14，甲集，蜀茶の条  
(1128)  
 (建炎)二年十一月，(趙) 応祥至官遂大更茶法，官買・官売並罷，  
 倣蔡京都茶場法，印給茶引，使商人即園戸市茶，置合同場以稽其出入，  
 重私商之禁，其法每斤引銭春七十・夏五十，市利頭子在外，所過徵一  
 銭，往徵一銭五分，每百斤增十斤勿算，自後引息銭乃復至一百五万緡
- (ロ) 繫年要録，卷 53，紹興 2 年夏 4 月己巳の条  
(1132)  
 宣撫処置使張浚言，直秘閣都大同主管川陝茶馬公事兼隨軍輦運使趙開，  
 措置川路隔槽酒務，自建炎四年春至紹興元年秋，增收息銭一百四十万  
 緡
- (ハ) 繫年要録，卷 58，紹興 2 年 9 月甲申の条  
(1132)  
 是日直竜関閩宣撫処置司隨軍輦運使專一総領四川財賦趙開，初變塩法  
 尽権之，倣大觀法置合同場取引税銭，興茶法大抵相類，而嚴密過之，  
 初成都・潼川・利州路十七州塩井戸，自元豊間歳輸課利銭銀絹総為直  
 八十万緡，比軍所輸已增数倍，至是開始令每斤輸引銭二十有五，土産

税及増添約九錢四分，所過税錢七分，住税一錢有半，応折錢引者，每引別輸提勘錢六十，其後又増貼納等錢，蜀中塩課最盛者莫如，簡州旧為課利錢纔千三百緡，絹千九百匹，銀百兩，引法初行歲課至四十八万余緡，他州倣此，自是歲益増加，合三路所輸至四百余万緡，而夔路十三州及隆・榮・邛・岷諸州官煎者不興焉

- (1133)
- (二) 繫年要録，卷 68，紹興三年九月甲寅の条  
川陝宣撫司隨軍轉運使趙開，増印錢引一百五十万緡，以錢引未通流於夔路故也
- (1133)
- (三) 繫年要録，卷 69，紹興三年冬十月甲午の条  
川陝宣撫司隨軍轉運使趙開，増印錢引二百万，於夔路市糧及金銀，以宣撫司於恭・涪州糶米三十万斛故也，俄又増印二百万緡
- (1133)
- (四) 朝野雜記，卷 14，甲集，四川酒課の条  
紹興三年十月張魏公為宣撫使承制，以趙応祥總領財賦，応祥言，蜀民己困，惟榷酒尚有贏余，遂大變酒法，自成都始，令罷公帑壳供給酒，即旧撲買坊場所置隔釀設官主之，民願釀者米一斛輸錢三千，明年遂徧四路行其法，於是歲課通增至六百九十余万緡
- (1134)
- (五) 繫年要録，卷 75，紹興 4 年夏 4 月庚辰の条  
直竜岡閣都大同主管川陝茶馬公事兼宣撫処置司隨軍轉運使專一總領四川財賦趙開乃奏言，川陝屯駐大軍費用浩翰，漕司所入止充常賦，諸司錢物見在不多，累年經費，委是趙開悉力措置茶塩酒息之類，通計約二千万貫，資助調度，
- (1134)
- (六) 繫年要録，卷 83，紹興 4 年 1 2 月の条  
是歲四川總領所，収錢物三千三百四十二万余緡，支三千三百九十四万余緡，而吳玠一軍費錢一千九百五十五万緡，

- (㉑) 繫年要録，卷 86，紹興 5 年閏 2 月己巳の条<sup>(1135)</sup>  
大凡東南諸路經總二司錢，歲收一千四百四十余万緡，四川歲収五百四十余万緡
- (㉒) 繫年要録，卷 97，紹興 6 年春正月丙戌の条<sup>(1136)</sup>  
是日總領四川財賦趙開，增印錢引三百万緡，市軍儲
- (㉓) 繫年要録，卷 106，紹興 6 年冬 10 月壬子の条<sup>(1136)</sup>  
四川制置大使席益，以便宣增印錢引三百万緡，市軍儲，制司增印錢引始此

となっている。ここで留意しておくことは、茶塩酒息錢が財源の大部分<sup>(1134)</sup> 4 年では約 60% を占めていること、及び年を経るに従って増印錢引による軍儲の購入が行われていることである。事実、物価高であるのに錢欠少の現象が既に現われている。<sup>⑮</sup>

(㉔) 劉光世の場合 — 江浙地域

次に劉光世の軍について見ることにしよう。繫年要録，卷 63，紹興 3 年 3 月戊午の条に<sup>(1133)</sup>

初浙西安撫大使兼知鎮江府劉光世言，本軍月費錢二十七万緡，朝廷及漕司纔應副十六万七千有奇，雖有取撓鎮江一郡財賦之名，而兵火之後所入微細，欲撓歸漕司，祇乞貼數副副，都省言，浙西提刑司具到鎮江酒稅課利田賦，以紹興元年計之，為乙百余万貫石匹兩，兼本府水陸要衝，商賈輻奏，若諸色稅課悉歸公上，則比之前日不無增羨，乃如光世所奏財賦，並合漕司拘収酒稅，令兩通判措置

とあって、劉光世の軍の一カ月の費用は 27 万緡（年間にすれば約 324 万緡）であり、約 62% にあたる 16 万 7 千緡は国家の補助を受けている。しかし、<sup>⑯</sup> 思う様には税金も集積できず補助金の増額を申請している。しかし鎮江府は商業の盛んな、地理的に好条件な場所にあるということで善処するの段階で終わっている。その外にも劉光世の軍費を補助している記録も散見される。特に兩浙<sup>⑰</sup> <sup>⑱</sup>

地域をみる時、価銭による折納が目にとまる。即ち、繫年要録、卷41、紹興元年春正月戊午の条に<sup>(1131)</sup>

戸部侍郎孟庚言、兩浙路夏稅及和買紬絹一百六十万余匹、半令輸價錢、每匹兩千、從之

とあり、更にはまた、繫年要録、卷43、紹興元年夏4月壬午の条には<sup>(1131)</sup>

詔、江浙諸路上供紬絹、半折見絹三千、仍易輕賈赴行在

とあって、上（兩浙路）の史料では、紬絹の折錢每匹2,000文、下（江浙諸路）では、それが3,000文となっている。この1,000文の差異に対する疑問については、繫年要録、卷46、紹興元年8月丁亥の条に<sup>(1131)</sup>

詔、諸路折帛錢昨每匹三千、慮高下不等、若一槩立定、有虧公私、自來年令諸路漕司、各佑實直申省聽、俟指揮約折時諸路絹直纔二千、所折高民多倍費、故言者以為請也

とあって、折する時には2,000文で行っている。しかし、この折帛錢が見錢などと当局からの指定を受けた場合、或は交換比率を高められた時には、納税者は多いに困るものである。即ち、繫年要録、卷81、紹興4年冬10月甲午の条に、<sup>(1134)</sup>

初令江浙民悉納折帛錢、用戸部侍郎梁汝嘉請也、是時行都月費錢百余万緡且撓發軍馬、財無所從出、故令民輸紬全折、輸帛者半折見錢、每匹五千二百省、折帛錢自此益重

とあるように、都行在の経費100余万緡の補給のために、折帛錢（匹ごと5,200文）を納入させている。これよりもますます折帛錢は重くなったことも述べられている。また紹興6年8月には、米斛への折納をも実施している。<sup>(1136)</sup>

#### (7) 和糴の場合

次に和糴の事に関して考えてみよう。繫年要録、簡50、紹興元年12月の条に、<sup>(1131)</sup>

初命戸部降本、下江浙・湖南和糴米、以助軍儲

とあり、或は、繫年要録、卷54、紹興2年5月庚辰の条に、<sup>(1132)</sup>

詔、江東西路糴米十万石、於建康府饒州樁管、応副行在及防秋使用、自巡幸以來、軍儲歲計多仰浙西、而平江・湖・秀之産、倍於他郡、至是久兩三

州中下之田，率皆淹沒，而上田所損十亦二三，議者恐所入必虧，故於江南增糶

とあることから明らかなように、高度穀物生産地域である両浙路，江東西路において和糶が行われたのも当然なことであろう。他方，和糶で最も重要なことは，豊作の地域，即ち穀価の低い地域において国家が和糶を行わなければならないということである。史料においてしてみると，繫年要録，卷118，紹興<sup>(1137)</sup>7年12月乙亥の条に，

戸部尚書章誼入對，上諭曰，天下苗米須興措置，其不熟処除檢放外，止令輸錢，仍運錢於豊熟之地糶米，如此則公私兩利矣，誼退以上旨告執政行之とあって，収穫の大なる地域において和糶していることがわかる。そして首都である臨安，次いで穀物高度生産地域である平江府に和糶場を置き，年間600万石を糶している。しかし，一方では和糶に対する弊害も現われている。即ち繫年要録，卷100，紹興<sup>(1136)</sup>6年夏4月丙辰の条に

司農寺丞金安節面對論和糶之弊，大略言，以行在觀之，去歲糶價僅，用今歲三分之一，而粒米有余，願糶者衆，近歲州縣和糶往往有弊，或不增價勸誘，使之願糶，而輒令有物力之家，等第均認，雖名和糶，而實抑配，其弊一也，又所均之數亦未集，而輒先告辦以覬恩賞，及當起發，乃始追呼倉猝供輸，民力重困，其弊二也，又或興射利之民，相為表裏貸，以公帑使營私利，取貴價於官，而以賤價糶之於民，專取其贏，利不及衆，其弊三也

とあって，有力者（富者）からの低価でもっての強制買上げ的性格を持っていること，及び衝にあたる官吏の不正を弊害の理由として挙げている。

市場での米穀の出回りの減少によって，米価格が騰貴した時には，抑える方と<sup>(1131)</sup>して繫年要録，卷44，紹興元年5月己酉の条に

詔，以米價貴，諭積粟之家出糶三千斛以上

とあり，更には，繫年要録，卷88，紹興<sup>(1135)</sup>5年夏4月丁巳の条に

中書言，民間米踊貴，詔戸部借支神武中軍糧食一月

とあって，有力の家の蓄積した米を売却させ，或は神武中軍の軍隊食糧1カ月分を放出させることによって，国家が米価の安定へと調節に乗り出している事実を確認できる。また，繫年要録，卷122，紹興<sup>(1138)</sup>8年9月丁亥の条には，

侍御史蕭振言，近除發運使令糶米，以侍闕用，其価雖隨時低昂，當使官価

高於民間，仍不加耗，及即時支錢，則有以助国寬民，詔從之とあって、米を糶するのに民間の市場価格よりも高く買いあげ、目盛り通りの重さで、即時代金の支払いを終えれば、国用を助け、他方では民衆を救うという利点を掲げている。

## (二) 塩の場合

塩について見てみると、朝野雜記，卷14，甲集，総論国朝塩筭の条に，

国朝塩筭旧有三路，解塩行於閩中，東北塩行於東西幾甸，東南塩行於江淮，東南塩者通泰煎塩也，旧為江湖六路漕計，蔡京為政始行鈔法，取其錢以贖中都，自是淮浙之塩則官給亭戸本錢，諸州置倉許商人買鈔算請，閩広塩則官般官売，以助歲計，其後亦行鈔法，然罷復不常，旧淮塩息錢歲八百余万緡，紹興初纔三十五万緡而已

とあり、解塩・東北塩・東南塩の3種があり、北宋末に蔡京が政権を担当する以前は江湖六路の財政に、以後は鈔法を行い臨安の財源に寄与している。

最初に淮浙塩についてみると、上記の史料に、「淮浙之塩則官給亭戸本錢，諸州置倉許商人買鈔算請」とある。即ち、国家は塩の生産者である亭戸に現錢を与えて生産をさせ、商人には塩鈔を買わせて塩の入手を許している。

今、繫年要録，卷58，紹興<sup>(1132)</sup>2年9月甲申の条に，

詔，淮浙塩，每袋令商人貼納通貨錢三千，已算請而未售者亦如之

とあって、淮浙塩一袋は3,000文である。また、繫年要録，卷72，紹興<sup>(1134)</sup>4年春正月乙卯の条には、<sup>②)</sup>

詔，淮浙塩鈔錢，每袋增帖納錢三千，通旧為二十一千，諸州所收帖納錢，並計綱赴行在

とあって、諸州で収納した帖納錢は、行在に綱運している。

次に広塩について見ると、朝野雜記，卷14，甲集，広塩の条に

広塩旧從官売，建炎四年春以淮道不通，戸部侍郎葉芬乞，通閩広塩於諸路，侍郎高衛因請，即虔州權貨務，鬻広南塩鈔二十万緡，以供行宮之用，未幾復止，是時恩州未有塩，紹興初以鹹土生発始權之，塩田一頃二十四畝，置竈六十七，産塩七十万斤有奇，後收淨息錢三万緡

とあり、繫年要録，卷50，紹興<sup>(1131)</sup>元年12月辛巳の条には

後置広西茶塩司，旧淮南塩息銭歳収八百万緡，自軍興淮南道梗，許通広塩於江湖諸路，而二年半入納才七十五万緡，至是江湖塩価毎斤為七八百銭，議者以為利厚，而冒販者多，故復直官提挙

とある。

広東塩に関しては，繫年要録 卷94，紹興<sup>(1135)</sup>5年冬10月乙巳の条に

監察御史周葵守殿中侍御史，詔広東塩以二分即本路通商，余一分官売充漕計，広東塩旧従官売，其後許通商於荆湖南北及吉州，至是復有此命，尋又増鈔銭為二十万緡，

とあり，更には，繫年要録，卷120，紹興<sup>(1138)</sup>8年六月庚申の条に，

広東塩，九分行鈔法，一分産塩州県出売，皆不出嶺

とある。従来は官般官売であったのが，鈔法を用いる様になっている。

広西塩については，繫年要録，卷120，紹興<sup>(1138)</sup>8年六月庚申の条に

詔，広西塩歳以二分令・雷・廉・高・化州官売，人戸食塩，余八分行鈔法とあって，年生産高の8分を鈔法で販売している。

今，塩の収入額をみると，繫年要録，卷92，紹興<sup>(1135)</sup>5年八月丙午の条に，

以戸部言，去年収茶塩香銭，共二千四十三万余緡故也

とあり，紹興4年度の総歳入額の約60%を占めている。また，繫年要録，

卷104，紹興<sup>(1136)</sup>6年八月の条に，

是月詔，権貨三務，歳収及一千三百万緡，許推賞，大率塩銭居十之八

とあって，権貨務で取り扱っている商品の80%という多きを占めている。

#### (ホ) 見銭関子の場合

見銭関子についてみると，繫年要録，卷48，紹興<sup>(1131)</sup>元年冬10月壬午の条に，

詔，<sup>(22)</sup>戸部印押見銭関子降付，婺州召人入中，執関子赴杭・越，権貨務請銭毎千搭十銭，為優潤，有偽造者，依川銭引抵罪，東南会子法，蓋張本於此

とあって，1%の割増金をつけての商人の入中であり，東南会子の本であるといわれる。また，「時朝廷降見銭関子為糶本」とあるように，国家が降した見銭関子を糶本となしている。しかし，流通面から見てみると，繫年要録，卷84

紹興<sup>(1135)</sup>5年春正月の条に

詔，権貨務毎日久納，銭以其半支給見銭関子，用権戸部尚書章誼請也，時

州県以関子抑配民間充糴本，榷貨務又止日納錢三分之一償之，阻滯者多，人皆嗟怨，故諠以為請

とあって、必ずしも流通面からは十分だとは言えないようである。勿論、見銭関子は発行する国家の信用の上に裏付けされた通貨的機能を持っているものであろう。

#### (ハ) 告牒等の場合

財源確保の方法として、以上に掲げたものとは別なものが実在している。

まず官田の出売からみてみよう。繫年要録，巻45，紹興元年6月甲戌の条に<sup>(1131)</sup>

詔尽鬻諸路官田，每路以憲臣總領措置，朝廷為挾餘辦一員佐之，時范宗尹以軍興用度不足，故有此議，令下民大以為擾，後迄不行

とある。即ち軍事費用調達のために官田の出売を試みているのだが、結局は民衆の不满をかい実施されてはいない。しかし、紹興2年6月には、江浙・湖広・福建諸路において官田の出売の実施をみている。ともあれ、官田の出売による財源調達の方法は、中心的なことであったとは言いがたいようである。<sup>(1132)</sup>

次に、国家が官職（官告）を売ることによって財用を満たす方法がある。例えば「承直郎直二万五千緡，修五郎直四万五千緡」とかあって、史料においても散見される。しかし、官告の売り渡しによってどの程度の収入を得ていたのかというトータルの史料は目に留まらない。<sup>(29)</sup>

度牒についても史料に散見される。例えば、繫年要録，巻60，紹興2年11月壬午の条に、<sup>(1132)</sup>

詔，江浙・福建諸州造甲五千副，每度牒一為錢百二十千，以償三副之直とあり、或は繫年要録，巻100，紹興6年夏4月丙午の条にも、<sup>(1136)</sup>

至是配売度牒益多，官直百二十千，民間三十千而已

とあって、かなりの数の度牒が売られた様であるが、官告の場合と同様に史料にはそれらをトータルした額は出てこない。

### 三 史料にみられるその他の税目

ここでは史料に出てくる税目と思われるものを列挙してみよう。

- (1129)  
イ) 繫年要録, 卷 28, 建炎 3 年 1 0 月戊戌  
令東南八路提刑司, 歲收諸色經制錢赴行在, 一曰權添酒錢, 二曰量添壳槽錢, 三曰增添田宅牙稅錢, 四曰官員等請給頭子錢, 五曰樓店務添三分房錢, 其後歲收凡六百六十余万緡, 而四川不興焉
- (1131)  
繫年要録, 卷 48, 紹興元年夏 4 月庚午  
尚書戶部侍郎孟庾請, 諸路無額錢附經制起發, 從之, 於是通鈔旁定帖, 及壳槽等錢, 凡七色 ②)
- (1135)  
ロ) 繫年要録, 卷 86, 紹興 5 年閏 2 月己巳  
參知政事孟庾言, 準勅差提領措置財用, 今乞以總制司為名, 專察內外官司隱漏遺欠, 行移如三省体式, 應本司措置事件依例進呈得旨關申尚書省, 仍鑄印賜諸路係省錢出入, 旧經制司每千頭子錢二十三, 其十上供, 其十三州縣及漕計支用, 庾增十錢, 又請收耆戶長雇錢, 抵当四分息錢, 軛運司移用錢・勘合朱墨錢・常平司七分錢・茶塩司袋息等錢, 又收入戶合零就整二稅錢・免役一分寬剩錢, 又收官戶不減半民增三分役錢, 又收常平司五文頭子錢, 並令諸州通判・諸路提刑司拘催, 其後東南諸路歲收總制錢七百八十余万緡, 而四川不預焉, 大凡東南諸路經總二司錢, 歲收一千四百四十余万緡, 四川歲收五百四十余万緡
- (1135)  
ハ) 繫年要録, 卷 93, 紹興 5 年 9 月辛未  
詔, 總制司近取漕司雜稅及常平增收頭子錢・鈔旁勘合錢, 耆戶長顧錢・常平一分寬剩錢・正稅零畸剩數等並罷, 以久早用都省請也
- (1135)  
ニ) 繫年要録, 卷 94, 紹興 5 年冬 1 0 月丁巳  
詔, 商販米斛往旱傷州縣者, 所過免收力勝稅, 時江東漕司以為請, 故右諫議大夫趙霈奏除之
- (1135)  
ホ) 繫年要録, 卷 95, 紹興 5 年 1 1 月丁酉  
詔, 預借民戶和買紬絹二分, 止令輸見緡, 毋得抑納金銀, 除頭子錢外, 每千收糜費錢, 毋得過十文, 用殿中侍御史王縉請也, 縉又言, 去冬已預借和買, 今聞復有二分指揮, 向來收糜費錢, 每千有至百錢者, 今既納見緡, 自無虧剝不合更收市利, 從之
- (1136)  
ヘ) 繫年要録, 卷 98, 紹興 6 年 2 月癸亥  
詔, 臨安府民間儲舍錢, 不以多寡並三分中減一分, 白地錢減四分之一

以上、史料によって税を検索してみたが、その項目の多いのには驚く。個々の税に関する研究は今後の課題としておきたい。

## お わ り に

一国が政治的、経済的に中央集権化した国家を創設し、そこにおいて正常な運営・発展を維持するためには、安定した財政制度の下での生産・分配、そして消費が行われなければならないであろう。南宋朝を考えてみる時、それは新しい体制の国家を創設したのではなく、既成の国家がその地を追われ、難を避けて遷都し、領土が半減したにすぎない国家なのである。かかる情勢を考えると、南宋朝成立の当初から中原回復を大前提に武断派が台頭し、金国に対して攻撃、或は防禦のためにと莫大な軍費の支出も当然なこととして受けとられる。一方農業に従事している大多数の民衆は、国境地域における戦闘のために土地は荒廃し、それにもかかわらず重税を賦課され、遂には流亡して盗賊となる者も多数あった。国家基盤安定のために穀物の高度生産地域である両浙・江南等の東南諸路が財政的に重要視されたのも偶然なことではない。

南宋朝創草期の財政をみると、税項目の多いのには一驚せざるを得ない。これら新設された諸税は、付加的に加重されたものが多く、これらの税の賦課は兩税法下でのことであり、負担者側にとってはより過重負担となるのも当然のことである。それにも増して国家としてはより多くの現錢を必要とし、南宋全体が貨幣経済の中に繰り込まれるのも時間の問題でもあろう。財源の中心をなすものは、既にみたように専売品である茶塩香礬等からの収息錢であり、商人からの商税であった。しかし、たとえ権貨などによって財源を得たとしても、それらの多くは軍兵等を維持するための費用、或は犒賞錢に使用され、実質的な国庫収入となるものは、ほんのわずかな額にしかならなかった。これでは予算もたたず、即ち南宋創草期の国家は、政治的には中央集権化はできつつあるとは言え、逼迫化した経済情勢下にあっては、財政制度の確立にまでにはまだ時間を必要とするであろう。ともあれ創草期の国家を考える時、軍事費への支出が大きな割合を占め、即ち金国との戦争、或は和平、換言すれば武断派か和平派かという選択にまで財政問題が大きくかかわってくるように思われる。

創草期の財政を考える時、軍事費等の多大な出費のため、財源の取れるものから、或は取れる地域からより多くを獲得しようとし、それを以って今必要とするもの、及び地域において消費しようとするところがうかがわれる。ここに商人の台頭を見、更には地域的な作物の商品化及び特産化の現象が推察される。

要するに、既に南宋朝にあっては両税法下での田税収入の限界、及び塩課による収入増大は指摘されているが、南宋朝創草期の戦時体制下にあってもその傾向は顕著に現われている。

## 註

1. 繫年要録，卷 54，紹興 2 年（1132）年 5 月丙戌  
 （太常少卿王）居正応詔言，省費尤切大略謂，……，如国初歲拳進士不過數十，今至四五百人，此其費亦大矣
2. 繫年要録，卷 54，紹興 2 年（1132）5 月丙戌  
 右文殿修撰季陵応詔言，……，計行朝每月官吏之費寡，而軍兵之費多，是竭天下財，祇足以養兵，兵籍日衆，財用日罄，国日削，民日貧
3. 例えば，繫年要録，卷 111，紹興 7 年（1137）5 月壬午  
 臣（李迥）嘗竊読劉晏伝見史，……，又諸頭項官兵數内官員一万七千七員，軍兵五万百四十九人，官員之數，約計六分之一，軍兵請給錢比官員請給不及十分之一，即是穴蓋在官員不在軍兵
4. 繫年要録，卷 54，紹興 2 年（1132）5 月丙戌  
 工部侍郎韓肖胄応詔言，天下財賦窠名，旧悉隸三司今戸部，惟有上供之目而已，問諸路所總窠名於戸部，戸部不可能悉，問諸郡所總窠名於漕司，漕司不可能悉，失一窠名則所入所出可罷，罷之可併，併之立為定籍簡明可考，漕司總諸州，戸部總諸路，以視出納則無陷失矣，且經費之大莫過於養兵，今諸兵軍人亡，而冒請者甚多，則如江河難塞漏卮，願立諸軍覈吏之法，重將帥冒請之罪，優給告賞，斷在必行則兵數得實，餉給不虛，省費・裕国，此大者，艱難以來正兵散四方流為盜賊，故軍籍日削，願倣康定・治平弓手義勇之制，申以選揀教習之法，即有緩急俾佐行陳，或分保守，盡人有顧籍則進必死，敵退不潰散矣，生民之不得休息為日久矣，常賦之外迫以軍期，吏緣為姦，斂取百端復為寇所逼逐田桑失時，寇去瘠業未容息肩，催科之吏，已呼於門，使何所措手足乎，願詔郡邑招集流散，官貸之種俟三年収，始責其賦置籍書之，以課殿最，強兵・息民，此其先者，（太常少卿王）居正応詔言，省費尤切大略謂，……，如国初歲拳進士不過數十，今至四五百人，此其費亦大矣，……，右文殿修撰季陵応詔言，國家承平日久，純以文治其弊極矣，自軍興以來調延所降類多詭牒，非強以興民則莫售，師旅所須最先糧草，非強取於民則莫給，民之給費已莫能堪，又况重役暴斂不可勝，言者故民之流亡終莫能救，甚可病也
5. 朝野雜記，卷 14，甲集，国初至紹熙天下歳収數  
 渡江之初，東南歳入不滿千万  
 繫年要録，卷 111，紹興 7 年（1137）5 月壬午  
 既而（李）迥言，本司案牘簿籍並皆不全，紹興四年所収錢物計三千三百四十二万余緡，比所支計闕五十一万余緡，五年収三千六十万余緡，比所支計闕一千万余緡，皆以宣司

- 攢剩錢，及次年所收登帶通那應副，六年未見收數，支計三千二百七十六万余緡，今年所收計三千六百六十七万余緡，比所支計闕一百六十一万余緡
6. 繫年要錄，卷 43，紹興元年（1131）3 月庚子
  7. 例えば，繫年要錄，卷 52，紹興 2 年（1132）8 月癸丑  
戸部尚書李彌大言，道路無阻諸路上供錢糧，並依限起發赴行在，從之
  8. 繫年要錄，卷 54，紹興 2 年（1132）5 月甲申  
戸部請，諸路上供絲絹，並半折錢三千，如兩浙例，許之，是時江浙湖北夔路，歲額絹三十九万疋，江西川広湖南兩浙，絹二百七十三万疋，東川兩浙湖南綾羅龜七万匹，成都府錦綺千八百余匹段，皆有奇，江淮閩広荆湖折帛錢，蓋自此始
  9. 繫年要錄，卷 60，紹興 2 年（1132）1 1 月の条で，度支員外郎胡蒙の言である。
  10. 繫年要錄，卷 91，紹興 5 年（1135）秋 7 月甲戌  
都督行府免蘄州上供錢租稅米三年  
繫年要錄，卷 91，紹興 5 年（1135）年秋 7 月丙子  
又請免澧州上供錢三年，皆從之  
また減額の措置としては，繫年要錄，卷 91，紹興 5 年（1135）秋 7 月戊子  
時湖南旱，行府奏，減本路秋稅苗米之判，從之
  11. 繫年要錄，卷 56，紹興 2 年（1132）秋 7 月戊寅  
提點江浙・京湖・福建・広南路坑冶鑄錢王煥言，鼓鑄之本錢，乞借支浙塩五千袋，令本司販売，及借留上供錢十五万緡，為回易本錢，都省言，借塩有妨商販，乞借上供錢，從之
  12. 朝野雜記，卷 14，甲集，兩川激賞絹  
兩川激賞絹者，建炎四年宣撫處置使司量宣於四川民戸勸諭，令其等第輸納，以助給賞，凡三十三万余匹，俟迎事蠲息即罷，不為永制
  13. 朝野雜記，卷 14，甲集，兩川崎零絹估錢兩川崎零絹估錢者，本三路綱也，方承平時，東西兩川每歲於二稅及和買崎零絹內，起正色絹三十万匹應副，陝西，京西・河東支遣，謂之三路綱運，建炎三年張魏  
公出使川陝，改理估錢以給軍食，西川每匹至為錢十一千，東川每匹四十千
  14. 朝野雜記，卷 14，甲集，西川布估錢  
西川布估錢者，始天聖中辟田帥蜀於成都府・邛・蜀・彭・漢州・永興軍產麻六郡，歲市官布每匹給錢三百，以起上供及三路綱運，是時價值頗優民樂興官為市，至熙寧間物已貴，於是每匹增價至四百，然始以等第配率，及軍興以來，遂改理估錢以贍大軍，每匹至為錢三千
  15. 繫年要錄，卷 79，紹興 4 年（1134）8 月癸巳  
太常少卿陳旉言，今日之弊物貴而錢少，祖宗以來有司鼓鑄之數既多，而泄於四裔，其

禁甚嚴，川俠之間，以鉄易銅而行之

16. 同様な記述が，繫年要録，卷55，紹興2年(1132)6月丙午  
遣殿中侍御史江濟・尚書度支員外郎胡蒙，點檢劉光世軍中將士告帖，具每月合請錢糧  
實數以聞，時都督呂頤浩至鎮江，而軍告乏，頤浩言，光世軍月費錢二十二萬緡，除取  
撓鎮江一郡財賦外，朝廷已應副其半，望令各部堂各一員考究，如有闕數乞盡行支降，  
如無闕數亦乞行下光世照會
17. 前年の紹興2年(1132)秋7月に兩浙漕臣梁汝嘉が鎮江府県の酒稅務を措置し，その錢  
でもって劉光世の軍費を補助している。即ち繫年要録，卷56，紹興2年(1132)秋7  
月丁丑詔兩浙漕臣梁汝嘉，措置鎮江府県酒稅務，以其錢助劉光世軍費
18. 繫年要録，卷49，紹興元年(1131)1月甲辰  
詔，以鎮江府常州江陰軍苗米三十七萬斛，為劉光世軍中一歲之用，仍令漕臣分月給之  
繫年要録，卷58，紹興2年(1132)9月戊寅  
罷鎮江府織御服羅，上諭輔臣，方軍興有司匱乏，豈可以朕服御之物為先，且省七萬緡  
助劉光世軍費也
19. 折帛錢に関しては，曾我部靜雄「南宋の和買絹及び折帛錢の研究」(「宋代財政史」  
所収)に詳細に論究されている。
20. 繫年要録，卷118，紹興8年夏4月庚申  
是日初置戶部和糴場於臨安，其後又增於平江，歲糴米六十萬石
21. 同様な内容の記事が，繫年要録，卷59，紹興2年(1132)冬10月乙巳  
右諫議大夫徐衍言，比降塩鈔指揮店商販，淮浙塩之未售者，每袋貼納錢三千
22. 朝野雜記，卷16，甲集，東南會子  
東南旧無會子，大觀中蔡京當国，嘗倣川父子法為錢引行之，然所出最多，又官司不以  
出納，故旋即廢，紹興元年冬高宗在越，張忠烈俊以神武右軍分屯婺州，朝廷以水道不  
通，始置見錢關子，召商人入申，其法入見錢於婺州，執關子赴杭・越權貨務，請錢每  
千搭十錢，為優潤
23. 繫年要録，卷83，紹興4年(1134)12月丙申
24. 繫年要録，卷55，紹興2年(1132)6月戊午  
詔・江浙・湖広・福建諸路，各委漕臣一員措置，出賣官田
25. 繫年要録，卷45，紹興元年(1131)6月己巳
26. 例えば，繫年要録，卷93，紹興5年(1135)9月乙酉  
降迪功郎告身於浙西諸州博糴，每道四千緡  
とか，或は繫年要録，卷109，紹興7年(1137)2月甲寅  
建康府節度推官杜臨等並循一資，以本府言，勸誘大姓，買官告錢三十萬緡了足故也，  
自是率如此例

+

27. 繫年要録，卷 87，紹興 5 年（1135）3 月丁丑  
詔，諸路勘合錢每貫取十文足，勘合錢，即所謂鈔兩定帖錢者